

YORIKO 応援会 YORIKOTO CLUB 規約

- 第1条（名称） 本会の名称は「YORIKO 応援会 YORIKOTO CLUB」（以下、本会と表記）とします。
- 第2条（所在地） 本会を次の所在地に置きます。
茨城県ひたちなか市堀口695番地12
- 第3条（目的） YORIKO を応援してくださっている皆様とともに、本会はさまざまな活動を通じて YORIKO を積極的に応援することを目的とします。
- 第4条（運営） 本会は諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定します。
- 第5条（役員） 本会は次の役員を置きます。
会長1名、副会長2名、会計1名、監査1名
- 第6条（会員） 本会は「YORIKO 応援会 YORIKOTO CLUB」に在籍する会員をもって組織します。会員登録にあたり必要な項目を正しく登録しており、虚偽の記載や誤記がないこと。
暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属していないこと、および暴力団員またはその他の反社会的勢力と密接な関係を有していないこと。
会員は会員の権利について、譲渡、貸与、名義変更、担保供与、その他第三者の利用に供する行為をすることはできません。
- 第7条（登録） 入会希望者は本規約の全てに合意した上で、本会への入会申込を行うものとします。
会員期間は本会が入会を承認した日が含まれる月の1日から1年間とします。
(例：2020年5月20日入会の場合、2020年5月1日～2021年4月30日が有効期間)
ただし、会員限定のスペシャルイベント (Bar YORIKOTO) の開催の都合上、12月お申込みの方のみ翌年1月の登録とする。
(例：2020年12月10日入会の場合、2021年1月1日～2021年12月31日が有効期間)

- 第8条（会費） 会員は以下の該当種別の会費を支払うものとします。
- | | |
|----------|---------|
| ルビー会員 | 3,000円 |
| パール会員 | 5,000円 |
| ダイヤモンド会員 | 10,000円 |
- 第9条（会員特典）
- ・会員証の発行
 - ・主催コンサートチケットの先行予約
 - ・会員限定のスペシャルイベント(Bar YORIKOTO)のご案内
 - ・会員限定の公開のフォトや動画配信
- 第10条（退会） 入会契約期間満了から1ヶ月経過するまでに、会員が契約更新の手続きをしない限り、当該会員は退会したものとします。会員が会員規約に反する行為を行った場合、あるいは本会に対して著しく損害を与えると本会が判断した場合、会員の資格を一時停止または剥奪できるものとします。会員からによる途中退会の場合、いかなる理由においても会費の返却はいたしません。
- 第11条（個人情報） 本会は、会員の個人情報を、YORIKOの活動情報のご連絡などに使用します。それ以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示、提供しないものとします。
- 第12条（規約の変更） 本規約の追加・変更は本会が行い、会員にその都度、追加・変更事項を通知するものとします。
- 第13条（設立年月日） 本会の設立は2020年6月1日とします。
- 第14条（規約施行日） 本規約は2020年6月1日から施行します。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。